



佐賀県公報

平成15年
12月15日
(月曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

◎佐賀県立病院好生館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(四五・医 務 課 二)

◎佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部を改正する条例 (四六・人 事 課 二)

◎佐賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する

条例 (四七・ ") 三

◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

(四八・財 政 課 三)

◎佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(四九・企画調整課 四)

◎佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行

条例 (五〇・地域・情報課 六)

公布された条例のあらまし

◎佐賀県立病院好生館の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四五号）

1 佐賀県立病院好生館の診療科目のうち歯科を廃止することとした。（第二

条関係）

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四六号）

1 地方公務員災害補償法施行規則が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。（別表第一関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例（条例第四七号）

1 地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設について指定管理者制度が導入されたことに伴い、用語の整理を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第四八号）

1 貸金業の規制等に関する法律が改正され、貸金業の登録の要件が改められたことに伴い、貸金業者の登録の申請に対する審査に係る手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

2 この条例は、平成一六年一月一日から施行することとした。

◎佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第四九号）

1 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）は、事業者に含まれないこととした。（第二条関係）

2 個人情報等を本人以外から収集することができる機関に、独立行政法人等を加えることとした。（第七条関係）

3 地方自治法の規定に基づき公の施設の管理を行わせようとする場合は、個人情報を取り扱う事務の委託を行う場合と同様に、個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならないこと等とした。（第一二条関係）

4 非開示情報の取扱いに関し、独立行政法人等を国等と同様に取り扱うこととした。（第一四条関係）

5 独立行政法人等に関する情報が記録されている個人情報の開示決定等をするに当たっては、当該独立行政法人等に意見書を提出する機会の付与を必要としないこととした。（第一八条関係）

6 この条例は、公布の日から施行することとした。

7 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(条例第五〇号)

- 1 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
- 2 電子証明書の発行申請者は、住所地市町村に当該電子証明書の発行に係る手数料(以下「発行手数料」という。)を納付することとし、当該住所地市町村は、法第三四条第一項に規定する指定認証機関(以下「指定認証機関」という。)に当該発行手数料を納付することとした。(第二条関係)
- 3 発行手数料の額は、指定認証機関が行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として、指定認証機関が知事の承認を受けて定めることとした。(第二条関係)
- 4 署名検証者は、指定認証機関に失効情報及び失効情報ファイルの提供に係る手数料を納付することとし、当該手数料の額は、保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用等を考慮して、指定認証機関が知事の承認を受けて定めることとした。(第三条関係)
- 5 この条例は、法の施行の日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県立病院好生館の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十五日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十五号

佐賀県立病院好生館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県立病院好生館の設置等に関する条例(昭和四十一年佐賀県条例第四十

二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号を削る。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立病院好生館の設置等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(診療科目等) 第二条 診療科目は、次のとおりとする。 一 〇十五 略	(診療科目等) 第二条 診療科目は、次のとおりとする。 一 〇十五 略 十六 歯科
2 略	2 略

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十五日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十六号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

例の一部を改正する条例

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考中「別表第一」を「別表第二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後				改正前			
別表第一(第八条の一関係)				別表第一(第八条の一関係)			
種別	等級	倍数		種別	等級	倍数	
傷病補償年金	第一級	三	一三	傷病補償年金	第一級	三	一三
	第二級	二	七七		第二級	二	七七
	第三級	二	四五		第三級	二	四五

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)の別表第二の例による。

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)の別表第一の例による。

佐賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十七号

佐賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

例

佐賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成十一年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十一号。以下「改正法」という。)による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき管理を委託したもの(改正法附則第二条の規定に基づき管理を委託したものを含む。)に対する包括外部監査契約に基づく監査については、この条例による改正後の佐賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(包括外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第二条 県と法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結した法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 県が法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わしているもの出納その他の事務の執行で当該管理に係るもの</p>	<p>(包括外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第二条 県と法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結した法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 県が法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているもの出納その他の事務の執行で当該委託に係るもの</p>

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十八号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二百七十一号及び第二百七十二号中「四万三千元」を「十五万円」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

二百七十一 貸金業の規 制等に関する法律(昭 和五十八年 法律第三十 二号)第三 条第一項の 規定に基づ く貸金業者 の登録の申 請に対する 審査	貸金業 者の登 録を申 請する 者	貸金業 者登録 申請手 数料	十五万 円	登録申 請のと き
--	-------------------------------	-------------------------	----------	-----------------

改正前

二百七十一 貸金業の規 制等に関する法律(昭 和五十八年 法律第三十 二号)第三 条第一項の 規定に基づ く貸金業者 の登録の申 請に対する 審査	貸金業 者の登 録を申 請する 者	貸金業 者登録 申請手 数料	四万三 千元	登録申 請のと き
--	-------------------------------	-------------------------	-----------	-----------------

二百七十三〜四百九十四 略

二百七十三〜四百九十四 略

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十五日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十九号

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「国」の下に「、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)」を加える。

第七条第三項第六号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加える。

4 前三項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせようとする場合に於いて準用する。

第十四条第五号及び第十八条第一項中「国」の下に「、独立行政法人等」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)が施行されるまでの間におけるこの条例による改正後の佐賀県個人情報保護条例第二条第三号の規定の適用については、同号中「独立行政

法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）とあるのは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）」とする。

参考資料
佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 略

三 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

四・五 略

(収集の制限)

第七条 略

2 略

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～五 略

六 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は実施機関以外の県の機関から収集する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることにより本人の権利利益を不当に

改正前

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 略

三 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

四・五 略

(収集の制限)

第七条 略

2 略

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～五 略

六 国、他の地方公共団体又は実施機関以外の県の機関から収集する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることにより本人の権利利益を不当に害するおそれがない

害するおそれがないと認められるとき。

七 略

(委託に伴う措置等)

第十二条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、委託契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前三項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせようとする場合に、公の施設について準用する。

(開示義務)

第十四条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

と認められるとき。

七 略

(委託に伴う措置等)

第十二条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、委託契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示義務)

第十四条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

い。 一〇四 略

五 県の機関と国、独立行政法人等又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

六〇九 略

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十八条 開示請求に係る個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者（開示請求者が法定代理人である場合にあつては、本人）以外のもの（以下この条、第三十一条及び第三十二条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

い。 一〇四 略

五 県の機関と国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

六〇九 略

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十八条 開示請求に係る個人情報に県、国、他の地方公共団体及び開示請求者（開示請求者が法定代理人である場合にあつては、本人）以外のもの（以下この条、第三十一条及び第三十二条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。

平成十五年十二月十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十号

佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

例

（趣旨）

第一条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者に対する発行手数料）

第二条 法第三条第二項に規定する申請者は、同条第七項の規定により同条第六項に規定する電子証明書（以下「電子証明書」という。）の提供を受ける際、当該電子証明書の発行に係る手数料（以下「発行手数料」という。）を同条第二項に規定する市町村（次項において「住所地市町村」という。）に納付しなければならない。

2 住所地市町村は、前項の規定により納付された発行手数料を指定認証機関（法第三十四条第一項に規定する指定認証機関であつて、知事が同項に規定する認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。）に納付しなければならない。

3 発行手数料の額は、法第三十四条第一項の規定により指定認証機関が行う法第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用（次項において「電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用」という。）を基礎として、当該指定認証機関が定める。

4 指定認証機関は、電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用の増減を勘案し、必要があると認めるときは、発行手数料の額の改定を行うものとする。

5 前二項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該発行手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

（署名検証者に対する情報提供手数料）

第三条 法第十七条第四項に規定する署名検証者は、法第十八条第一項の規定

による保存期間に係る失効情報の提供(次項第一号及び第三号において「保存期間に係る失効情報の提供」という。)及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供(次項第二号及び第三号において「保存期間に係る失効情報ファイルの提供」という。)を受けたときは、当該失効情報及び失効情報ファイルの提供に係る手数料(以下「情報提供手数料」という。)を指定認証機関に納付しなければならない。

2 情報提供手数料の額は、次に掲げる事項を考慮して、指定認証機関が定める。

一 保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用
二 保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用

三 保存期間に係る失効情報の提供及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受ける目的の公共性

四 前三号に掲げるもののほか、指定認証機関が必要と認める事項

3 指定認証機関は、前項各号に掲げる事項を勘案し、必要があると認めるときは、情報提供手数料の額の改定を行うものとする。

4 前二項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

購読料 一か年六、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十五年十二月十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)